

# Minami Kyushu University Junior college Syllabus

シラバス年度	2024年度	開講キャンパス	宮崎キャンパス	開設学科	国際教養学科		
科目名称	旅行業法・旅行業約款				授業形態		講義
科目コード	590153	単位数	2単位	配当学年	1	実務経験教員	○
担当教員名	福島 明子					ICT活用	

授業概要	<p>本科目では、国家資格・国内旅行業務取扱管理者の試験科目のうち「旅行業法及びこれに基づく命令」「旅行業約款・運送約款及び宿泊約款」について学びます。「旅行業法及びこれに基づく命令」は旅行業務に関する法律です。「旅行業約款・運送約款及び宿泊約款」は旅行業者と旅行者が交わす契約で、標準旅行業約款・運送約款・宿泊約款等（バス、フェリー、JR、宿泊、ANA）が含まれます。本科目で扱うのは法律や約款であり、慣れない方は読みにくい感じるかもしれません。国家試験も同様で、問題文・選択肢を読むだけで骨が折れるかもしれません。一方で、旅行業法と旅行業約款・運送宿泊約款は関連があり、旅行業法を学んだあとは約款の理解が容易になります。また国家試験では毎年、同じような問題がくり返し出題されています。条文も過去問も、慣れることが大事なのです。そこで本科目では、条文および過去問にできるだけ早く慣れる工夫が施されています。毎回の授業で、まず条文を読み、意味やポイントをわかりやすく解説します。意味やポイントを理解したうえで、プリントに重要語句を書き込み、条文の言い回しに慣れれます。また学んだ範囲に関連する過去問を解くことで、理解度を確認するとともに、過去問の傾向がつかめます。さらに、本科目と2年次の「旅行業特別演習Ⅰ」「旅行実務技能論Ⅰ」はリンクしており、1年次後期に一つひとつの条文を理解⇒2年次前期に過去問を解き理解と知識を深める⇒2年次夏休みに最頻出・最重要項目を確実にものにし加点を目指す、とステップ・バイ・ステップで国家資格レベルの知識を身につけていきます。</p> <p>本科目で学ぶ知識は、国家資格取得に必須であるのはもちろんのこと、ホテル観光業界で働く際も役立ちます。さらに旅行者の立場としても、知らないと損をする、あるいは知っていると得をする知識が詰まっています。旅行業法や旅行業約款・運送・宿泊約款は一般の人にとっても実は不可欠なものであることが実感できること、国家資格取得へのモチベーションが高まっていくことでしょう。</p>
関連する科目	旅行業特別演習Ⅰ、旅行実務技能論Ⅰ
授業の進め方 と方法	<p>授業は、法律・約款の原文、オリジナルのプリント、過去問を用いて下記①～④の流れで進めます。国家資格では毎年、同じような問題がくり返し出題されており、1年次から過去問に触れることで、試験の傾向をつかむことができます。①国家試験に頻出の条文原文を読む。⇒②各条文について詳しい解説を聞く。⇒③プリントに重要語句を書き込みながら条文の理解を深める。⇒④過去問を解いて理解度のチェックを行い、重要な項目の知識を定着させる。</p> <p>本科目は「旅行業特別演習Ⅰ」「旅行実務技能論Ⅰ」の授業とリンクしています。下記ステップで国家試験合格を目指します。※過去問は4点×25題=100点満点、60点以上合格。</p> <p>STEP 1：旅行業法・旅行業約款：条文を理解し過去問に触れる試験の傾向をつかむ。到達目標：過去問52点</p> <p>STEP 2：旅行業特別演習Ⅰ：5年分または10年分の過去問を解き熟度を深める。到達目標：過去問68点</p> <p>STEP 3：旅行実務技能論：最頻出・最重要ポイントを確実におさえ、さらなる加点を目指す。到達目標：過去問80点</p>
授業計画 【第1回】	<p>【旅行業法】</p> <p>導入：旅行業務取扱管理者とは、旅行業法とは 第1章総則：目的、定義 第2章旅行業等：登録</p>
授業計画 【第2回】	営業保証金、旅行業務取扱管理者
授業計画 【第3回】	料金の掲示、旅行業約款、旅行業務取扱管理者の証明書、外務員の証明書、広告、標識の掲示
授業計画 【第4回】	取引条件の説明・書面の交付、旅程管理、禁止事項
授業計画 【第5回】	受託契約、旅行業者代理業者、事業の廃止等・業務改善命令・登録の取消し等、旅行サービス手配業
授業計画 【第6回】	第3章旅行業協会、第4章雑則、第5章罰則
授業計画 【第7回】	<p>【標準旅行業約款】</p> <p>導入：約款とは、出題範囲 募集型企画旅行契約の部：適用範囲、定義、旅行契約の内容、契約の締結、電話等による予約、契約締結の拒否</p>
授業計画 【第8回】	契約の締結・変更、確定書面、契約の変更、旅行者の解約
授業計画 【第9回】	旅行者の解約、旅行業者の解約、団体・グループ契約、旅程管理、損害賠償責任

授業計画 【第10回】	特別補償、旅程保証、旅行者の責任 受注型企画旅行契約の部：定義、契約の締結・申込み・拒否、契約書面、契約の変更・解除、団体・グループ契約、責任
授業計画 【第11回】	特別補償：対象、定義、補償金を支払わない場合、補償金等の種類・支払い額、請求の手続き、携帯品損害補償
授業計画 【第12回】	手配旅行契約の部：定義、手配債務の終了、契約の成立、契約の変更・解除、旅行代金、団体・グループ手配
授業計画 【第13回】	旅行相談契約の部：定義、契約の成立、相談料金、契約の解除、旅行業者の責任 【運送・宿泊約款】 出題範囲、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款
授業計画 【第14回】	フェリー標準運送約款、JR旅客営業規則
授業計画 【第15回】	モデル宿泊約款、国内旅客運送約款（ANA） 定期試験に向けての重要なポイント解説、今後の国家試験対策
授業の到達目標	①旅行業法の各条文を理解し、重要な条文を習得します。 ②標準旅行業約款の各条文を理解し、重要な条文を習得します。 ③運送・宿泊約款の各条文を理解し、重要な条文を習得します。 ④過去問の傾向をつかみます。 ⑤上記をとおして国内旅行業務取扱管理者の国家試験に向けモチベーションを高めます。
学修成果との関連	3. 現代社会に関する基本的知識を有する。
授業時間外学習【予習】	初めて学ぶ法律・約款のため予習は求めません。復習をしっかり行ってください。
授業時間外学習【復習】	①授業で配布するプリントには国家試験頻出の条文・解説が記載されています。旅行業法・旅行業約款等の原文、1年分の過去問も配布します。これらは次年度の授業、国家試験対策にも使用しますので、ファイルしてください。 ②過去問を宿題として出します。授業で用いたプリントをもとに解いてください。次の授業で答え合わせ・解説を行います。
課題に対するフィードバック	宿題の過去問について、答え合わせと解説を行います。また以前取り上げた条文と関連する条文が出てきた場合、理解できているか確認を行います。
評価方法・基準	①授業への取り組み 50% ②期末試験 50%：出題範囲は授業で解いた1年分の過去問
テキスト	市販のテキストは指定しません。オリジナルのプリント、旅行業法・旅行業約款の原文、過去問を配布します。
参考書	「国内運賃」の授業で使用するナツメ社『一発合格！国内旅行業務取扱管理者試験テキスト&問題集』
備考	特になし